

資料

第6期地域福祉活動計画の策定経過

日程	内 容
令和4年 6月30日	令和4年度第1回総合企画委員会 ○第5期活動計画の進捗状況について ○第6期活動計画の策定スケジュールについて ○関係団体アンケート（案）について
7月 29日	関係団体アンケートの実施（7月4日～20日） 第2回総合企画委員会 ○第6期活動計画策定の背景について ○アンケート結果報告
10月31日	第3回総合企画委員会 ○計画の体系図（案）・基本計画（案）についての検討
11月	助言者（立正大学 新井利民准教授）と打ち合わせ
12月12日	第4回総合企画委員会 ○実施計画（案）についての検討
令和5年 1月	助言者と素案内容の調整
2月 6日	第5回総合企画委員会 ○第6期活動計画（素案）について パブリック・コメント実施（2月10日～28日）
3月 7日	第6回総合企画委員会 ○第6期活動計画（最終案）のまとめ 計画決定（理事会・評議員会報告）

用語集（50音順）

アウトリーチ

支援が必要な人に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的に働きかけること。

赤い羽根共同募金

赤い羽根をシンボルに取り組まれている募金活動。戦後間もない昭和22年に市民が主体の民間運動として始まっており、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となり、集まった募金は社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されている。

SNS（エヌエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録された利用者同士がインターネット上で互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。

こども食堂

地域のボランティアが中心となって、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんの場を子どもたちに提供するための取り組み。

災害ボランティアセンター

災害時に設置され、被災者・被災地支援のためのボランティア活動をスムーズに進めるための拠点。

歳末たすけあい運動（歳末たすけあい募金）

地域の誰もが安心して、あたたかいお正月を迎えることができるよう、共同募金運動の一環として歳末時期に行われる募金活動と、その募金を財源に地域で実施されるたすけあい活動のこと。

サロン活動

身近な地域で閉じこもりがちな人を対象としてみんなで交流し、つな

がりづくりを進めて社会的孤立を防止する活動。誰もが気軽に定期的に集まれる場をつくり、気かけあえる関係づくりを進めるもの。

社会的孤立

一般的には「家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態」のこと。単身世帯でも、家族や近隣・友人との交流がある状態は「社会的孤立」ではなく、一方、家族と同居していても、家族との日常的な交流がないうえに外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に陥る場合もありうる。

しゃきょう食堂

桶川市社会福祉協議会で実施している「こども食堂」のこと。市内で最初のこども食堂で、平成29年10月からスタートし、令和4年度は月2回のペースで開催している。

生活支援コーディネーター（SC）

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域の特性や生活課題を把握し、支え合いの仕組みづくりや支え合い活動に参加する人を増やしていく取り組み、地域のニーズと支え合いのマッチングなどを行う専門職。

桶川市では市全域を担当する第1層SCと日常生活圏域を担当する第2層SCが配置されている。

第1層協議体

平成27年4月から施行の改正介護保険法により、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、住民主体の生活支援を充実させるため、設置することになった市全域について検討をする協議体のこと。

第2層協議体

平成27年4月から施行の改正介護保険法により、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、住民主体の生活支援を充実させるため、日常生活圏域ごとに設置することになった協議体のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

デジタルディバイド（情報格差）

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

2025年問題

戦後すぐの第一次ベビーブーム（1947年～1949年）に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題のこと。

8050（ハチマルゴーマル）問題

80代の親と50代の無職やひきこもり状態の子が同居し、経済的な困窮や社会的な孤立などに陥る状況が増えている問題のこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

フードドライブ

家庭などで余った食料を提供してもらい、「こども食堂」や「食に困っている方への援護品」などへ寄付する取り組み。

フードパントリー

生活困窮者やひとり親家庭など、何らかの理由で十分な食事をとることができない人々に、食料を無料で配布する支援活動。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会総合企画委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）委員会設置規程に基づき、総合企画委員会（以下「委員会」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、以下の任務を行うものとする。

- (1) 桶川市地域福祉活動計画の策定及び進行管理
- (2) 社協事業の総合企画及び予算に関すること
- (3) 社協が交付する補助金及び助成金等の審査に関すること
- (4) その他必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事において、採決の必要があるときは、委員総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協の事務局において、これを処理する。

(記録)

第9条 委員会は、会議毎に会議録を作成し、保存するものとする。

2 委員会は、その活動状況を記録し、保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、会長が、別にこれを定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 企画委員会（平成4年6月1日施行）は、平成18年8月31日をもって廃止する。

社会福祉法人桶川市社会福祉協議会総合企画委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職	所属	備考
1	清水 澄兄	委員長	桶川市社会福祉協議会副会長	
2	礪田 基一	副委員長 ※令和4年8月まで	川田谷地区社会福祉協議会	令和4年8月まで
3	天沼 豊		川田谷地区社会福祉協議会	令和4年9月から
4	吉田 洋子		寿2丁目地区社会福祉協議会	
5	高野 幸夫		朝日3丁目地区社会福祉協議会	
6	水村 実男	副委員長 ※令和4年9月から	桶川市教育委員会	
7	安野 光男		桶川市民生委員・児童委員協議会	令和4年12月まで
8	伊藤 薫		桶川市民生委員・児童委員協議会	令和5年1月から
9	大塚 信彦		上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター	
10	野本 靖子		ボランティア	
11	石川 二郎		ボランティア	令和4年8月まで
12	小村 道夫		ボランティア	令和4年9月から
13	松村 栄子		桶川市地域包括支援センター ハートランド	令和4年8月まで
14	田村 智彦		桶川市地域包括支援センター ルーエハイム	令和4年9月から
15	桐生 典広		桶川市福祉部長	
16	小山 三郎		桶川市社会福祉協議会常務理事	

助言者 立正大学社会福祉学部准教授 新井 利民

第6期桶川市地域福祉活動計画

令和5年3月

— 発 行 —

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会

〒363-0012

埼玉県桶川市末広2丁目8番8号

(桶川市地域福祉活動センター)

TEL 048-728-2221

FAX 048-728-2313